

第一二章

あたたかさ あふれる 福祉のまちづくり

基本計画

1 保健・医療体制の充実

方針

乳幼児期から高齢期のすべてのライフステージ*において、生活習慣病の発症予防と重症化予防を推進するとともに、医療体制の充実を図ります。

【これまでの取組】

- ・母子に対する健康の保持及び増進のため、健康的な生活習慣を早期から確立できるよう保健・栄養指導を行っているとともに、健診対象時期の見直しや2か月児訪問等を実施しています。
- ・成人保健における生活習慣病の発症や重症化を予防するために、特定健診の受診勧奨及び特定保健指導の充実に取り組むほか、がんの早期発見・早期治療のため、各種がん検診を行っています。
- ・生活習慣病*を発症させないように、ライフステージ*に応じた食事指導を実施しているほか、糖尿病や慢性腎臓病などの生活習慣病の重症化を防ぐために栄養指導を実施しています。
- ・生涯を通じて自分の歯で食事ができるように、乳幼児相談や健診時に歯科保健相談を行っています。

- 行っているほか、保育園児や幼稚園児へのフッ素塗布、小学生を対象とした歯科健康教育や成人歯科健診を実施しています。
- ・こころの健康の保持のため、精神保健における訪問支援や相談事業を実施するとともに、回復者クラブへの支援を行うなど、安定した在宅療養生活が送れるよう努めています。
- ・各種感染症の発症と蔓延を予防するために、対象者に対する接種勧奨を行っているほか、任意接種の助成対象（おたふくかぜ、風疹等）を拡大しています。
- ・地域医療の維持存続のため、医療機関が行う救急医療対策・医療機器等の整備・人材確保等に要する費用の補助を行っているほか、東藻琴診療所を医療法人に指定管理委託し、医療体制の整備・充実を図っています。

施策の背景と取組内容

施策の背景	▶▶▶ 施策	施策の内容
<ul style="list-style-type: none"> ■少子化が進むなか、安心して子どもを産みゆとりを持って健やかに育てるために、家庭や地域の環境づくりが求められています。 ■働く母親も安心して子どもを育てられるような、子育て支援と相談事業の充実が必要です。 	<p>①母子を対象に、妊娠と出産が正常かつ安全であり、健康づくりの基盤となる乳幼児期を心身共に健やかに育つことができるよう支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●健康に妊娠・出産・子育てができるような相談機会の充実 ●疾病、異常の早期発見・早期対応、成長発達の確認及び子育て支援 ●医療機関・保健所等関係職種との連携強化
<ul style="list-style-type: none"> ■生活習慣病は自覚症状がなく進行するため、死亡や要介護状態になる主要因の一つになっています。 ■運動や食事等の生活習慣の改善を促し、生活習慣病予防や改善への取り組みが必要です。 ■生活習慣病予防のために特定健診を実施していますが、受診率・保健指導率は目標値には至っていません。 	<p>②成人を対象とした疾病的予防や健康の保持増進を図り、生活習慣病を予防するため、自ら対象者が課題を認識して、改善のため行動変容に結びつけられるよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●個別の健康管理の啓発 ●特定健康診査受診率の増加と特定保健指導・情報提供の充実 ●各種がん検診・その他の健康診査の推進 ●健康教育の推進

用語解説

* ライフステージ：人間の一生における幼少期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのそれぞれの段階のこと。

* 生活習慣病：生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられる疾患の総称。（糖尿病や慢性腎臓病など）

施策の背景	▶▶▶ 施策	施策の内容
<ul style="list-style-type: none"> ■生活習慣病の予防のためには、ライフステージに応じた適切な量及び質の食品摂取の選択が重要になってきます。 ■乳幼児健診や特定健診等の健診データ等を活用した効果判定及び事業の継続的な改善が課題となっています。 	③健康の保持・増進と生活習慣病予防のための食生活習慣の確立を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●適切な食習慣の確立の推進
<ul style="list-style-type: none"> ■ストレス過多の社会で、少子高齢化や価値観の多様性が進むなかで、誰もがこころの健康を損ねる可能性があります。 ■一人一人がこころの健康問題の重要性を認識するとともに、自らこころの不調に気づき、適切に対処できるようにすることが重要です。 	④一人一人がこころの健康問題の重要性を認識するとともに、自らこころの不調に気づき、適切に対処できるよう相談機会の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●こころの不調を早めに気づき、適切な療養生活を送るための相談機会の充実と医療機関・カウンセラー等との連携 ●安定した療養生活が送れるための医療機関・カウンセラー等との相談機会の充実
<ul style="list-style-type: none"> ■こころの病気を抱える人が地域で安定した状態で生活するために、定期的な通院や服薬のほか、地域での交流機会等の支援が必要です。 	⑤こころの病気を持ちながらも、病状が安定して地域で生活できるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●安定した療養生活が送れるための相談機会の充実 ●精神障がい者回復者クラブへの活動支援
<ul style="list-style-type: none"> ■歯科疾患の予防は、「虫歯予防」及び「歯周病予防」が大切です。 ■生涯にわたって歯・口腔の健康を保つには、個人で自身の歯・口腔状況を的確に把握するため定期的な歯科医院受診及び健診、歯科指導が必要です。 ■歯周病と糖尿病や循環器疾患等の関連性が報告されており、成人における歯周病予防の推進が不可欠です。 	⑥一生自分の歯で食べられるように、歯科疾患の予防・早期発見の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●乳歯のう歯予防の啓発 ●永久歯のう歯予防の啓発・フッ化物洗口 ●歯周疾患の予防及び歯口清掃の方法の周知
<ul style="list-style-type: none"> ■感染症の予防のため、各種予防接種を実施しています。 ■定期接種になっている子宮頸がんワクチンは副作用の影響から勧奨を控えていますが、対象者に正確な情報を提供していくことが必要です。 	⑦各種感染症の発症予防と蔓延防止に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●各種予防接種の実施と予防接種に関する正確な情報提供 ●エキノコックス症* 予防に関する正しい知識の普及と検診による早期発見・早期治療
<ul style="list-style-type: none"> ■医師や看護師、介護職員など、医療・介護を担う人材が慢性的に不足しています。 ■老朽化が進んでいる医師住宅や非常勤宿直医等の宿泊施設について検討する必要があります。 	⑧地域医療体制の構築のため、保健・医療・福祉サービス機能を維持し、医療機関への支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●医療サービスの分担と医療の確保 ●基幹病院としての位置づけと支援 ●医療・介護を担う人材確保の支援 ●保健・医療・福祉の連携強化及び健康相談サービスの推進
<ul style="list-style-type: none"> ■献血への協力者が減少傾向にあります。 	⑨献血の普及啓発を行い、献血者の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●献血の普及啓発と献血者の確保
<ul style="list-style-type: none"> ■既存施設の安全性と有効利用から、健康・福祉などの総合的な施設整備の検討が必要です。 	⑩健康・福祉などを含めた総合施設の整備について検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ●既存施設の建替え時に併せた計画的な整備の検討

用語解説

*エキノコックス症：エキノコックスという名前の寄生虫が主に肝臓に寄生しておこる病気。（北海道では主にキツネなどの動物間で広がりをみせ人へも感染する）

2 地域福祉の推進

方針

地域に暮らすすべての人があ互いを認め合い、支え合いながら、共に生きることができます。地域社会づくりを進めます。

【これまでの取組】

- 家庭における介護技術の普及を目的に、介護技術講習会を開催し、知識や技術の普及と人材の育成を図るとともに、介護に関する情報の提供に努めています。
- 高齢者や障がい者のいる世帯、子育て世帯等の見守りや安否確認のため、民生委員・児童委員が中心となって訪問や相談対応を実施しているほか、郵便局、新聞販売所、電力会社、灯油・ガス販売店などと提携し見守り体制を強化しています。
- 高齢者や福祉団体等の事業活動や東藻琴診療所への送迎のため、福祉バス及び患者輸送バスを運行しているほか、福祉有償運送等の方策を協議するために、運営協議会を設置しています。
- 子どもへの虐待を早期に発見するために、児童相談所と連携した対応を図りながら地域の情報を収集しているほか、人権思想の普及・啓発のため、人権擁護委員を配置し相談体制の整備を図っています。
- 認知症の高齢者や知的障がい者などのうち、財産や金銭の管理を行うことができない人が、日常生活の支援や福祉サービスの利用援助を受けながら地域で安心して生活ができるように、社会福祉協議会と連携し日常生活支援員等の養成を行っています。

施策の背景と取組内容

施策の背景	▶▶▶ 施策	施策の内容
<p>■ 障がいや世代を超えてお互いを認め合い、支ええる社会を実現していくためには、一人一人の人間をいたわり、尊重するこころを醸成することが大切です。</p>	<p>①地域福祉に対する意識の高揚や普及、啓発に努め、地域に暮らす全ての人があ互いを認め合い、支ええる社会づくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校・家庭・地域における福祉教育の推進 子どもから大人まで、多くの人が交流できる活動の推進 障がいのある人もない人も、差別なく安心して暮らせる地域の実現に向けた普及・啓発 戦没者・物故者の慰靈 災害等により被災した人への支援
<p>■ 福祉制度が複雑になるなか、どこに相談にいけばよいかがすぐ分かり、必要な情報を必要とする人が手に入れることができる体制が必要です。</p> <p>■ 情報技術を利用する人としないとの間で差が生じないよう、必要な情報の提供に努めが必要です。</p>	<p>②福祉サービスをはじめ、保健・衛生・医療・介護・防災に関する総合的な情報の提供に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 町のホームページや登録メールによる情報の発信 広報誌やせいかつかんしんガイドブックによる情報の提供

施策の背景	▶▶▶ 施策	施策の内容
<ul style="list-style-type: none"> ■ 民生委員や児童委員の協力を得ながら、行政や社会福祉協議会、学校等と連携し、見守りや相談対応などを行っていく必要があります。 	③民生委員や町内の事業者、団体と協力し、見守りや相談の体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員協議会の運営支援 ● 民間企業や団体などと連携した見守り体制の強化
<ul style="list-style-type: none"> ■ 町民との協働による地域づくりを実践していくために、ボランティア団体への支援が必要です。 ■ 在宅での介護が増えてきており、人材の育成を継続していく必要があります。 	④地域福祉の基礎となる人材の育成・活用に努めるとともに、主体的に地域福祉に取り組む町民組織を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 体験学習や研修等によるボランティア活動への参加促進 ● 各種社会福祉団体への活動支援
<ul style="list-style-type: none"> ■ 少子高齢化の進行や単身世帯の増加などにより、「見守り」を必要とする人が増えています。 ■ 相互扶助意識や地域コミュニティ活動が低下する傾向が見られます。 ■ 公的な見守り体制に加え、身近な地域での助け合いや見守りを行う必要があります。 	⑤早期発見、早期対応、不安解消が必要な人達を把握するとともに、地域で見守る体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の見守り体制の充実、地域活動の拠点づくり ● 災害時・緊急時の支援体制の構築
<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢化や障がいなどによって自家用車を運転できなくなり、自由に外出できない人が増えるなか、生きがいを持って自立した生活を送るための移動手段の確保が必要です。 	⑥高齢者や障がいのある人の移動手段の確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉関係団体の活動や研修等のための交通手段の確保 ● 通院や買い物などの交通手段の確保 ● 福祉有償運送協議会の運営
<ul style="list-style-type: none"> ■ 所得が低い高齢者や障がいのある人の中には、冬期間の生活に不安を抱えている人がいます。 	⑦高齢者や障がいのある人の冬期間における生活上の負担を軽減します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 冬期間の採暖費用の負担軽減 ● 除雪に対する身体的負担の軽減
<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者・障がいのある人・子どもなどの立場の弱い人への虐待や家庭内暴力が社会問題となっています。 	⑧虐待の防止と早期発見のため、地域全体で監視する体制づくりの普及・啓発に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 要保護児童対策地域協議会の運営 ● 高齢者や障がいのある人の家庭内虐待防止へ向けた普及・啓発
<ul style="list-style-type: none"> ■ いじめのない、孤独な人のないまちづくりが必要です。 ■ 認知症高齢者や知的障がいのある人など、日常生活に必要な判断力のない人を地域で見守る必要があります。 ■ 虐待やDV*などが社会的な問題となっており、地域における監視体制の構築が必要です。 	⑨人権の尊重や権利擁護についての啓発活動を進め、相談体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権擁護委員の配置による人権相談の実施 ● 関係機関との連携による生活支援員の養成 ● DVに対する相談窓口（北海道、警察等）との連携

* DV : (Domestic Violenceの略) 夫婦やパートナーから受ける暴力のこと。

用語解説

3 子育て支援の推進

方針

子育てを地域で支援し、子どもの安全・安心を確保して心身共に健やかに育つための環境づくりを進めます。

【これまでの取組】

- 子どもを育てながら働く人を支えるために、町立の保育園を運営し6か月乳児からの受け入れを行っています。
- 幼児期の教育や保育、地域の子育て支援を総合的に推進するために、子ども・子育て会議を設置し、子どもや家庭の状況に応じた支援を行っています。
- 子どもの健全な遊びや居場所づくりのため、児童センター・児童クラブ・子育て支援センターを開設し、高齢者との遊びを通じた異世代交流や地域指導者による体験活動を行っています。
- ひとり親家庭への適切な支援を行うために、民生委員と連携した相談体制を整備するとともに、医療費の助成を行っています。

施策の背景と取組内容

施策の背景	▶▶▶ 施策	施策の内容
■ 地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくことが必要です。	①次代を担う子どもたちがすくすくと育つことができるような支援をはじめ、子育てに対する負担の軽減を図り、その環境づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 子育ての総合的支援と計画的な推進 特別児童扶養手当支給のための認定事務の実施 子どもの医療費の軽減 中学校終了前の児童を養育している者への児童手当の支給
■ 豊住保育園の2歳児受け入れ数が増えているため、保育士資格者の確保が必要です。	②0歳から2歳児までの保育ニーズを把握し、必要なサービスの充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 豊住保育園での0歳児からの受け入れ体制の整備 東藻琴保育園での0歳児からの受け入れ体制の整備 広域利用制度の整備 幼児教育・保育施設の整備
■ 児童センター・児童クラブは、幼児・児童にとって重要な異世代の交流、健全育成に貴重な活動体験の場となっており、今後も継続した取り組みが必要です。	③子育て家庭のニーズに合わせ子どもたちの居場所づくりや健全育成のため、放課後児童対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 児童センター・児童クラブの管理運営 児童遊園地の維持管理
■ ひとり親家庭に対しては、適切な福祉制度の活用のほか、自立に向けた切れ目ない支援が必要です。	④ひとり親家庭の生活の安定を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭への医療費の助成

4 高齢者福祉の推進

方針

高齢者が健やかに仕事や生きがい、ボランティア活動等の社会参加ができ、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して日常生活が継続できるよう体制整備に努めます。

【これまでの取組】

- ・高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、地域包括支援センター*を設置し、総合相談や介護予防を行っているとともに、サービスの連携や調整を図っています。
- ・介護技術の普及や人材を育成するために、介護予防講演会、介護予防・介護技術講習会、認知症センター養成講座を実施し、介護に関する情報提供を行っています。
- ・虚弱高齢者に対する生活管理指導員派遣事業や生活管理指導短期宿泊事業等のサービスの提供を行っているほか、寝たきり高齢者等に対し、移送サービスや入浴サービスを提供しています。

- ・高齢者の健康増進や教養の向上のため、老人福祉センターを設置し、サークル活動やボランティア活動、交流や憩いの場として提供しているほか、高齢者の就業や交流を促進するために、高齢者就労センターや老人クラブへの支援を行っています。
- ・高齢者等が地域との関わりを持てるように、75歳以上の高齢者や重度心身障がい者にタクシー券を交付しているほか、一人暮らしや所得の少ない高齢者世帯に緊急通報用電話機を貸与し除雪サービスを提供するなど、急病・災害時に迅速に救援できるよう支援体制を整えています。
- ・高齢者の長寿を祝い、福祉への理解と関心を深めるために、老人福祉大会やふれあい広場を開催しています。

施策の背景と取組内容

施策の背景	▶▶▶ 施策	施策の内容
<ul style="list-style-type: none"> ■ 健康で元気に生活できる期間（健康寿命）をできるだけ伸ばし、加齢に伴う心身の機能低下予防など、健康の保持・増進に努め、自らが介護予防に取り組むことが必要です。 ■ 家族や近隣の人々が支援してきた身近なことを介護サービスに委ねる傾向が見られます。 ■ 家族や近隣の人々など地域住民の力とともに、高齢者自身がサービスの担い手となる町民参加型の支援体制の整備が必要です。 	<p>①介護予防への取り組みを積極的に推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防の積極的な推進 ● 必要な介護知識・技術の習得ができる講習会等の開催

用語解説

* 地域包括支援センター：介護サービスなど高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関のこと。（高齢者やその家族が抱える介護サービスや権利擁護、高齢者虐待、消費者被害などの様々な相談に応じる窓口もある）

施策の背景	▶▶▶ 施策	施策の内容
<p>■ 虚弱高齢者や要支援・要介護認定者等が地域で生活を継続していくために、介護保険サービスの適切な運用と介護保険サービスでは対応しきれない部分を保険外サービスとして対応していくことが必要です。</p>	<p>②介護が必要になっても地域で生活できるよう支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護が必要な人への適切な介護認定の実施 ● ヘルパー・デイサービス・デイケア等の在宅生活を支える介護保険サービスの継続 ● 住宅改修など住環境の整備 ● 特別養護老人ホームやグループホーム等の施設で安全に生活できる場の提供 ● 寝たきり老人等入浴サービスなどの介護保険外サービスの継続 ● 総合相談支援等の地域包括支援センター*機能の充実 ● 介護者支援の充実
<p>■ 多様な生活課題を抱えている高齢者が地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、包括的かつ継続的に支援することが必要です。</p>	<p>③地域に住む高齢者に関する様々なニーズをとらえ、適切な機関・制度・サービスにつなぐために、継続的に支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭訪問や相談など総合相談事業の充実 ● 地域のニーズ把握の推進 ● 権利擁護事業の推進 ● 関係機関との連携強化
<p>■ 高齢者の様々な活動や交流の場として、継続して老人福祉センターを運営する必要があります。</p> <p>■ 老人クラブの会員数は減少傾向にあり、地域ごとの単位クラブ活動に影響が出ています。</p>	<p>④高齢者が学習や仕事、地域活動などに参加し、生きがいを持って生活できるよう、活発な交流を推進し、福祉施設の適正な維持管理を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の活動の場の確保 ● 多様な活動（ボランティアや各種活動）のリーダーを育成する仕組みづくりの検討 ● 高齢者の交流機会の確保 ● 施設の有効かつ効率的な利用 ● 高齢者就労の場の確保 ● 老人クラブの活動に対する補助
<p>■ 一人暮らしの高齢者の非常時や緊急時に、身内へ連絡が取れるような体制づくりが必要です。</p>	<p>⑤高齢者がいきいきと、その人らしく安心して暮らしていく環境の整備に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の日常生活における負担の軽減 ● 緊急時の連絡体制の確保
<p>■ 高齢化の進展から要介護認定者も増加傾向にあり、町内の特別養護老人ホームの入所については、多くの待機者がいる状況です。</p>	<p>⑥特別養護老人ホームをはじめとする高齢者福祉施設については、今後も一層必要度が高くなることが予想されるため、社会状況等を見極めつつ施設整備を検討するなど、安心して暮らせる場所の確保に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別養護老人ホームの整備 ● 身体的、経済的理由により居宅において養護することが困難な高齢者が暮らす場所の確保と整備に向けた検討（小規模多機能型施設等） ● 自立した生活を支援するための施設の運営

用語解説

* 地域包括支援センター：介護サービスなど高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関のこと。（高齢者やその家族が抱える介護サービスや権利擁護、高齢者虐待、消費者被害などの様々な相談に応じる窓口でもある）

5 障がい者(児)福祉の推進

方針

障がいのある人もない人も互いに尊重して住み慣れた地域で安心して暮らし、共に支え合う社会の実現を図ります。

【これまでの取組】

- 子どもの心身の発達とこころの課題に対応するために、乳幼児健診時に療育相談を行い、網走市こども発達支援センターと連携しながら早期発見と適切な療育につなげるよう取り組んでいます。
- 子どもの将来を見据えた療養を行うために、療育を必要とする子どもに対して、網走市や美幌町の子ども発達支援センターと連携し対応を行っています。
- 障がいのある人や家族が、必要なサービスを受けられるように情報提供を行っているほか、「障害者総合支援法」に基づき、居宅介護や生活介護などの障がい福祉サービスを提供しています。

- 障がいのある人に就労の機会を提供するために、地域企業への就労支援を行っているほか、移動や外出に対する支援を行っています。
- 障がいのある人の居住や日中活動を支援するために、障がい者福祉センターちあふるを設置しているとともに、障がい福祉に対する地域の理解と関心を深め、交流活動を通じて見守り体制が整備されるよう努めています。

施策の背景と取組内容

施策の背景	▶▶▶ 施策	施策の内容
<p>■子どもの成長発達には個人差があり、脳の発達が通常と異なる場合、育児のしづらさや子ども自身が生活のしづらさを感じるなどの支障が出てくるため、早めに子どもの傾向を知り、環境整備や子どもの接し方について早期の段階から対策を講じることが必要です。</p> <p>■各部署が連携し、0歳から就学、成人まで一貫した療育体制の整備が課題です。</p>	<p>①育児のしづらさや子ども自身の生活のしづらさを早期に把握し支援します。</p> <p>②障がいのある人や難病患者等が住み慣れた地域でその人らしく、生きがいを持って日常生活が送れるよう、その人にはあった支援を行うためのシステムやサービスの充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発達支援指導員による専門的相談の推進(乳幼児健診時) 療育・教育・保健等関係機関との連携強化 障がいに応じた支援のための福祉サービスの推進 障がいのある児を持つ保護者の負担軽減を図るための支援体制の整備 在宅での暮らしの不便を解消するための設備改造に対する補助 障がいのある人が安心して暮らし、自立に向けたサービスを提供する施設の運営 重度の障がいのある人が治療を受けるための医療費の助成 障がいのある人への虐待防止のための普及・啓発



施策の背景	▶▶▶ 施策	施策の内容
<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がいのある人や難病患者等の家族の相談に応じる体制の強化が必要です。 	<p>③障がいのある人や難病患者等の家族が安心して相談し、必要なサービスを受けるための情報提供ができるよう、相談支援体制の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい福祉サービスの情報提供 ● 障がいに応じた計画作成を行う相談支援事業所の運営
<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がいのある人の就労の受け入れ先が少ない状況です。 ■ 網走市及び美幌町の事業所を利用せざるを得ない状況であり、町内での事業者の確保が課題です。 ■ 地域活動への積極的な参加や就労の促進などにより、住み慣れた地域の中で誰もが社会に関わりを持ち、生きがいを持つことが必要です。 ■ 障がいのある人の居住や一時的な入居、日中活動支援の場として障がい者福祉センター「ちあふる」の運営が必要です。 	<p>④日常生活において自分一人で外出することが困難な人へ、社会参加等の機会を確保するためにも外出支援の充実を図るとともに、就労機会の確保や訓練により就労を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会適応訓練や障がい者雇用促進のための機会の確保 ● 「ちあふる」の活動を通じ町民の理解と関心を深める体制づくり ● 施設の有効かつ適正な管理運営

6 社会保障の充実

方針

将来に向けた社会保障制度の動向を見極め、健全で安定的な運営に努め、町民の健康と福祉の保持増進を図ります。

【これまでの取組】

- ・国民健康保険事業の安定した運営のため、適正な税率の見直しと収納率の向上により歳入を確保し、レセプト点検* や医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知* を行い、健康や医療に関する理解が深まるように努めています。
- ・介護保険における安定した事業運営のため、事業計画に基づいた保険料の見直しを行っているほか、後期高齢者医療については、北海道後期高齢者医療広域連合と連携して各種申請や相談などの窓口業務を行っています。

施策の背景と取組内容

施策の背景	▶▶▶ 施策	施策の内容
<ul style="list-style-type: none"> ■国民健康保険事業の財政基盤は脆弱であり、不測の高額医療が生じた場合の財政負担により、保険運営が不安定になる場合があります。 	①保険税収納率の維持、向上に努めるとともに医療費適正化を推進し、国民健康保険の安定した運営を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険税の税率見直し及び収納率向上 ●レセプト点検の実施やジェネリック医薬品の推奨による医療費の抑制
<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者の医療制度を安定的に支え、医療や介護サービスの質を維持向上させることが必要です。 ■医療費の増加に伴う保険料の増額が懸念されています。 	②高齢者の医療保険制度の周知・啓発を図り、必要なサービスや情報の提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●広域連合と連携した制度周知と被保険者への情報提供
<ul style="list-style-type: none"> ■介護が必要な人やその家族を社会全体で支える相互扶助の仕組みを周知し理解を深めることが必要です。 ■保険給付費の増加に伴い、保険料の増額が懸念されています。 	③要介護者に継続した介護サービスを提供するため、介護保険の安定した運営を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●適切な事業計画の策定と保険料率の見直しによる安定した保険運営 ●広報を通じた介護保険制度の周知
<ul style="list-style-type: none"> ■無年金者を出さないようにしていく必要があります。 	④国民年金制度の周知・啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●国民年金に関する手続き事務の実施及び相談窓口の開設 ●無年金にならざるを得なかった在日外国人高齢者や障がいのある人への給付金の支給
<ul style="list-style-type: none"> ■所得の低い世帯の生活安定と経済的な自立を促していく必要があります。 	⑤低所得者の生活の安定と向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護に関する相談 ●生活支援に関する各種制度の情報提供

用語解説

- * レセプト点検：保険医療機関または保険薬局から提出された診療報酬・調剤報酬明細書(レセプト)が、保険者（市町村や健康保険組合等）へ正しく請求されているか点検すること。
- * ジェネリック医薬品差額通知：ジェネリック医薬品（新薬と同等の有効成分・効能がある安価な薬）に切り替えた場合に薬代がどれくらい削減できるのかを知らせるもの。